

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月23日（水）9時42分～11時20分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 2 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他産業の結審状況について説明を行った。 その後、部会長は前回専門部会での労働者代表委員の提示額55円と使用者代表委員の提示額45円を踏まえ、再び双方に金額提示を求めた。 労働者代表委員は「全国の結審状況は軒並み昨年水準を超え、B、Cランク地方では5%を超える引上げが続出するなど、賃上げ効果は波及していると捉えている。ものづくりの業種のプライドにかけて、優位性の維持あるいは更なる優位性の向上を求める心構えであり、具体的には金属他産業より優位な結審を望んでいる。持続的に賃上げ気運を高めるスタンスは変わっていないが、近年の電機産業の好況ぶりから、大幅な引上げを求められる立場にあることを踏まえ、使用者側委員には英断を下していただきたい。この場での金額提示は控えるが、歩み寄る考えはある。」との意見が表明された。 使用者代表委員は「前回も申し上げたが、全国中小企業団体中央会の7月1日時点の300人以下の事業所の加重平均賃金改定率が3.74%、経団連500人未満の春闘引上げ率が3.92%といった中で、連合広島300人未満の春闘引上げ率4.53%を根拠に1,040円を提示した。我々としては限度一杯の提示という認識である。そうはいつても、歩み寄りがないと審議が進まないのので、3円上乗せした48円、1,043円を提示したい。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各代表委員と個別に協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額995円を50円引き上げて1,045円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致での結審となった。 10月30日に開催予定の第557回本審で部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他			

今後の審議会の開催予定

第 557 回本審 10 月 30 日（水）午後 2 時 00 分～

（異議申出があった場合）

第 558 回本審 11 月 15 日（金）午前 10 時 00 分～